（独立行政法人国立病院機構法の一部改正）

**第百二十二条**　独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「役員（第七条―第十二条）」を「役員及び職員（第七条―第十四条）」に、「第十三条―第十八条」を「第十五条―第二十条」に、「第十九条―第二十二条」を「第二十一条―第二十四条」に、「第二十三条」を「第二十五条・第二十六条」に改める。

第四条の見出しを「（中期目標管理法人）」に改め、同条中「特定独立行政法人」を「中期目標管理法人」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

**第二章**　役員及び職員

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第二十三条第一号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三号中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に、「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第二十条」に改め、同条の前に次の一条を加える。

**第二十五条**　第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第二十二条を第二十四条とする。

第二十一条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削り、同条を第二十三条とする。

第二十条第一号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に、「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第二十条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条第一項中「第十三条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条第二項を削り、第三章中同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第十八条とする。

第十五条第一項中「第十三条」を「第十五条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十七条とする。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十六条とし、第十三条を第十五条とする。

第二章中第十二条の次に次の二条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

**第十三条**　機構の役員及び職員は、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

**第十四条**　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

**第百二十三条**　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

**第三条の二**　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条第二項を削る。

第三十八条第一号中「第三十三条第一項」を「第三十三条」に改める。

第三十九条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第十五条第五項及び第十七条第三項中「第三十一条第四項及び第五項」を「第三十一条第三項及び第四項」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

**第百二十四条**　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）」を削る。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

**第百二十五条**　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

**第三条の二**　管理運用法人は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

**第八条**　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十七条第三項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二十五条第三項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第二十八条第一項中「、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し」を削り、「厚生労働省の独立行政法人評価委員会に報告しなければ」を「毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　管理運用法人の業務の実績についての評価に関する通則法第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「分析」とあるのは「分析並びに年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十八条第一項の規定による検証」と、同条第四項中「を通知するとともに」とあるのは「及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による検証の結果を通知するとともに」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「を通知しなければ」とあるのは「及び同条第一項の規定による検証の結果を通知しなければ」とする。

第三十条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第九条第二項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。